

福岡県公報

令和二年三月二十四日
第 八 十 八 号
増 刊
①

目 次

訓 令 (第三号)

○福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令

(河川管理課) ……………一

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁財務課) ……………一

選挙管理委員会

○最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) ……………二

人事委員会

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………四

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………四

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………六

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………六

訓 令

福岡県訓令第三号

県土整備部
県土整備事務所

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令

福岡県河川観測規程(昭和三十二年六月福岡県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「委嘱」を「業務の委託」に改め、同条中「知事は、県土整備事務所長の推薦により」を「県土整備事務所長は」に改め、「を委嘱する」を「の業務を委託することができる」に改める。

第五条(見出しを含む)中「職務」を「業務」に改める。

第六条の見出し中「推薦」を「委託」に改め、同条中「を推薦」を「の業務を委託」、「のうちから推薦」を「に委託」に改める。

第七条から第十条までを削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

八女市矢部村北矢部
星野村一〇五九
矢部村北矢部

矢部小学校
星野小学校
矢部中学校

を

八女市星野村一二〇五九
矢部村北矢部

星野小学校
矢部清流学園

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十九号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のとおり改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「パートタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」を「イからハまでに掲げる者のうち非常勤であるものにあつては、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員、ニに掲げる者にあつては法第二十二條の二第一項第二号の規定により採用された者」に改め、同号イからハまでの規定

中「適用を受けていた職員」を「適用を受ける者」に改め、同号に次のように加える。

二 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福

岡県条例第四号）の適用を受ける者

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第9条関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名					
殿		職 名		氏 名		⑩	
給与条例第 条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。				(証明書類 通添付)			
届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと。)							
□1 新たに職員となつた (行8級以上職員等にあつては、扶養親族である子がある場合に限る)							
□2 行8級以上職員等から行8級以上職員等以外の職員となつた (子以外の扶養親族がある場合に限る)							
□3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者 (行8級以上職員等にあつては、子に限る) がある							
□4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者 (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行8級以上職員等にあつては、子に限る) がある							
扶養親族 の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の種類	所得の年額 (見込)	届出事実の 発生日	届出の事由

記入上の注意

- 1 太枠内の項目は、職員において記入する。
- 2 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて) 記入する。
- 3 「所得の種類」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等を記入し、所得の年額の算定は、届出時点の現状等を基礎として将来1年間について行う。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。
- 5 届出の理由における「行8級以上職員等」は、行政職給料表の8級以上の職員及び第8条の2に規定する職員をいう。

受 付 年 月 日		年 月 日受理 ⑩					
認定事項	認定をしない場合は その氏名と事由						
	上記のとおり認定する。	年 月 日	決裁	職名			
			印				
備考							

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による扶養親族届の用紙は、なお当分の間、これを繕って使用することができる。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則(令和元年福岡県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
(令和四年三月三十一日までの間における住居手当に関する特例)

3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十二条の四の規定の適用については、同条中「月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの」とあるのは、「月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの」とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十六の備考第二項第一号中、「福岡県警察官A(女性)採用試験」を「及び福岡県警察官A(女性)採用試験」に、「及び福岡県警察官A(武道指導)採用試験」を「並びに福岡県警察官A(武道指導)採用試験」に改め、「回」を「回」に改め、「福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験、福岡県警察官B(女性)採用試験(旧福岡県警察官B採用試験、旧福岡県婦人警察官B採用試験、旧福岡県警察官採用試験及び旧福岡県婦人警察官採用試験)」を「及び福岡県警察官B(女性)採用試験(旧福岡県警察官B採用試験、旧福岡県婦人警察官B採用試験、旧福岡県婦人警察官採用試験及び旧福岡県婦人警察官採用試験を含む。)」及び「福岡県警察官B(武道指導)採用試験」を「及び福岡県警察官B(女性)採用試験(旧福岡県警察官B採用試験、旧福岡県婦人警察官B採用試験、旧福岡県婦人警察官採用試験及び旧福岡県婦人警察官採用試験を含む。)」並びに「福岡県警察官B(早期採用女性)採用試験及び福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験及び福岡県警察官B(早期採用女性)採用試験並びに福岡県警察官B(武道指導)採用試験」に改め。

附則

この規則は、公布の日から施行する。